

## 令和5年度各種報告書の作成及び閲覧スケジュール

報告書名	根拠条文	基準日	作成期間	作成日	閲覧開始日	本審査会 審査対象	審査報告書 提出期限
資産等報告書	条例第4条第1項	任期開始の日	任期開始の日から 起算して100日 を経過する日まで	今年度作成対象外			
資産等補充報告書	条例第4条第2項	毎年 12月31日	R5.4.1(土) )	R5.5.1(月)	R5.7.3(月)	○	R5.8.29(火)
所得等報告書	条例第5条	前年中の 所得等	R5.5.1(月)※				
関連会社等報告書	条例第6条	R5.4.1	R5.4.2(日) ) R5.5.1(月)※				

※ 期限等の特例 報告書の作成期限及び閲覧開始日が、千葉市の定めた休日にあたる場合は、その翌日となる。